

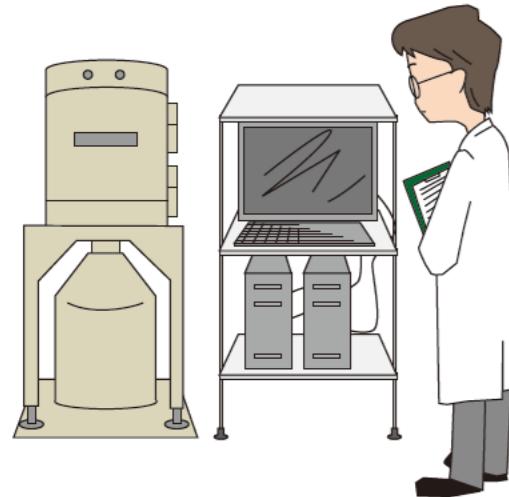


問8

食品の検査は、どのような機器で分析するのですか。

答

- 1 検査は、ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法による精密な検査と、NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法による効率的な検査を組み合わせて行っています。
※放射性セシウムスクリーニング法とは、その検査結果があらかじめ科学的に定めたレベル以下である場合に基準値以下と判定できるよう、各条件を設定した検査方法です。このあらかじめ定めたレベルをスクリーニングレベルといいます。
- 2 測定は、試料となる食品を細かく切り刻み、測定容器に充填します。重量を正確に測って、試料の詰まった容器を測定器に納めます。測定器は、環境中の放射線の影響を遮るため、厚い鉛で覆われた箱のようなものの中に設置されています。
- 3 ゲルマニウム半導体検出器は、食品中の放射性物質の濃度を核種ごとに正確に測定できます。NaIシンチレーションスペクトロメータはゲルマニウム半導体検出器よりも精度や感度が劣りますが、短時間で多数の検査を実施することが可能です。価格もゲルマニウム半導体検出器に比べ安価です。
- 4 なお、放射性セシウムスクリーニング法では、対象食品を一般食品とし、技術的性能要件については、スクリーニングレベルを基準値の1/2以上(50Bq(ベクレル)/kg)、測定下限値を25Bq/kg(基準値の1/4)以下とします。その結果、スクリーニングレベル以下とならず、基準値よりも確実に低いと判断できない場合は、ゲルマニウム半導体検出器で確定検査を行い、正確な線量を測定することになります。
- 5 令和3年3月26日につつたけ、令和4年3月25日に皮付きたけのこ、令和5年3月30日になめこ、ならたけ、むきたけについて、試料の細切や混和を要しない、いわゆる非破壊検査法による放射線セシウムスクリーニング法が定められ、実施可能となっています。

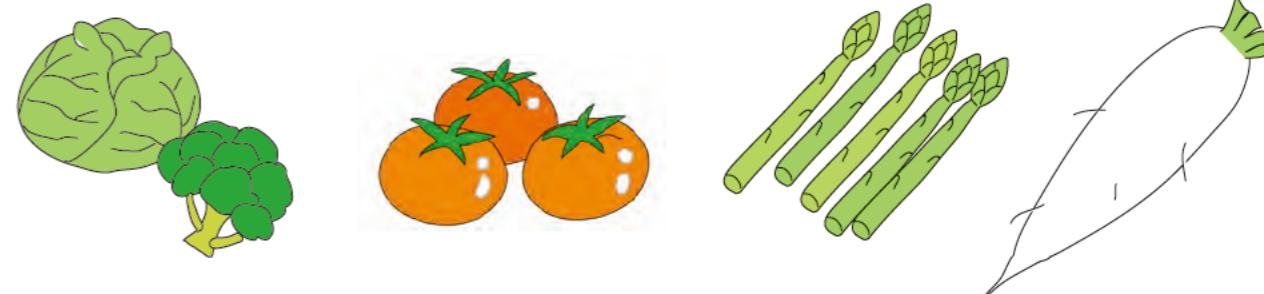


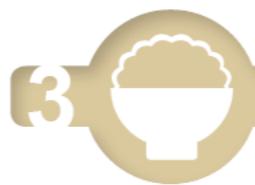
問9

基準値を超える食品が見付かった場合の対応は、どうなっていますか。

答

- 1 モニタリング検査の結果、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく基準値を超過する食品が見付かった場合は、回収・廃棄されます。基準値を超過する食品に地域的な広がりが確認された場合には、「出荷制限」が設定されます。
※出荷制限が設定されていない地域でも、自治体が放射性物質の影響を考慮して、自主的に出荷を自粛している地域もあります。
- 2 例えば、ある地域で産出されたある食品で基準値を超過する放射性セシウムが検出された場合、その産出地域とその周辺地域のモニタリング検査を重点的に行い、基準値を超過する食品に地域的な広がりがあるか判断します。
出荷制限を設定する場合、地域・品目を指定して、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づき、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から関係知事宛てに指示します。この指示に基づき、関係する都道府県知事は、その地域からの出荷を差し控えるよう関係事業者などに要請します。
なお、出荷制限を指示された県域・一部地域(市町村・地域ごと等)では、検査結果にかかわらず、その品目の出荷、販売等が制限されます。
- 3 また、著しく高濃度の放射性物質が検出された場合は、「出荷制限」に加え、生産者が自ら栽培した農産物や家庭菜園で栽培された農産物についても食べることを差し控えるよう「摂取制限」が設定され、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から関係知事宛てに要請を指示します。
- 4 出荷制限・摂取制限の解除は、国が示す解除の条件※を満たし、安全性が確認された上で、当該都道府県からの申請により行われます。
※原則として、1市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果が全て基準値以下であること等です。
- 5 現在の出荷制限等の情報については、国や県、市区町村のウェブサイトで確認してください(国のウェブサイトについては、68、69ページ参照)。





参考

III 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 1 品目
基準値を超えた品目について、生産地域の広がりがあると考えられる場合、当該地域・品目を対象とする。
 - 2 区域
食品表示法上の産地表示義務が県単位まであることも考慮し、県域を原則とする。ただし、県、市町村等による管理が可能であれば、県内を複数の区域に分割することができる。
 - 3 制限設定の検討
 - (1) 検査結果を踏まえ、個別品目ごとに検討する。
 - (2) 制限設定の検討に当たっては、検査結果を集約の上、設定要件への該当性を総合的に判断する。必要に応じて追加的な検査の指示を行う。
 - (3) 基準値を超える品目について、地域的な広がりが不明な場合には、周辺地域を検査して、出荷制限の要否及び対象区域を判断する。
 - (4) 著しい高濃度の値が検出された品目については、当該品目の検体数等も勘案し、摂取制限を設定する。
- 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(令和5年3月30日改正)」原子力災害対策本部(抜粋)



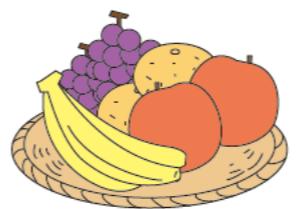
答

1

野菜類では、平成25年度以降(令和5年3月31日現在)は基準値の超過はみられていません。豆類でも、平成27年産以降(令和5年3月31日現在)では基準値の超過はみられていません。また、検査の結果、基準値を超過した農産物は出荷されず、市場には流通しません(33ページ参照)。

■野菜・果物・豆類における放射性物質の検査結果

	検査期間	検査点数	基準値超過点数(注)	超過割合
野菜類	～平成23年度	12,671	385	3.0%
	平成24年度	18,570	5	0.03%
	平成25年度	19,657	0	0%
	平成26年度	16,712	0	0%
	平成27年度	12,205	0	0%
	平成28年度	10,810	0	0%
	平成29年度	8,275	0	0%
	平成30年度	6,728	0	0%
	令和元年度	5,349	0	0%
	令和2年度	4,199	0	0%
	令和3年度	2,991	0	0%
	令和4年度	2,101	0	0%
果物類	～平成23年度	2,732	210	7.7%
	平成24年度	4,478	13	0.3%
	平成25年度	4,243	0	0%
	平成26年度	3,302	0	0%
	平成27年度	2,783	0	0%
	平成28年度	2,155	0	0%
	平成29年度	1,579	1	0.06%
	平成30年度	1,296	0	0%
	令和元年度	1,052	0	0%
	令和2年度	891	0	0%
	令和3年度	794	0	0%
	令和4年度	331	0	0%
豆類	～平成23年産	689	16	2.3%
	平成24年産	5,962	63	1.1%
	平成25年産	5,167	21	0.4%
	平成26年産	3,459	4	0.1%
	平成27年産	1,813	0	0%
	平成28年産	957	0	0%
	平成29年産	499	0	0%
	平成30年産	234	0	0%
	令和元年産	149	0	0%
	令和2年産	119	0	0%
	令和3年度	125	0	0%
	令和4年度	119	0	0%



2

(注) 平成24年4月から設定された基準値100Bq(ベクレル)/kgを超過した点数。
 ※「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部)で対象とした地方公共団体の検査結果(30、31ページ参照)
 ※令和5年3月31日現在。

なお、基準値を上回る農産物が流通することのないよう、過去の検査結果から対策が必要と考えられる一部の地域では、生産現場で吸収抑制対策などの対策がとられています。

※家庭菜園で栽培した自家消費用の野菜、果物、豆類について、放射性セシウム濃度を確認したい場合は、消費者が持ち込んだ食品中の放射性物質測定を受け付けている地方公共団体もあります。

問2 米の安全性は、どうなっていますか。

答

- 1 米については基準値超過の割合は平成23年以降年々減少し、平成27年産米以降、基準値の超過はみられていません（令和5年3月31日現在）。また、検査の結果、基準値を超過した米は出荷されず、市場には流通しません。

■米における放射性物質の検査結果

	生産年	検査点数	基準値超過点数(注)	超過割合
米	～平成23年産	26,464	592	2.2%
	平成24年産	約1,037万	84	0.0%
	平成25年産	約1,104万	28	0.0%
	平成26年産	約1,102万	2	0.0%
	平成27年産	約1,050万	0	0.0%
	平成28年産	約1,026万	0	0.0%
	平成29年産	約998万	0	0.0%
	平成30年産	約925万	0	0.0%
	令和元年産	約949万	0	0.0%
	令和2年産	321,609	0	0.0%
	令和3年産	308,050	0	0.0%
	令和4年産	276,112	0	0.0%

(注) 平成24年4月から設定された基準値100Bq(ベクレル)/kgを超過した点数。

※「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）で対象とした地方公共団体の検査結果(30、31ページ参照)

※令和5年3月31日現在。

※福島県では、平成24年産から全袋検査を実施しておりますが、令和2年産からは、段階的にモニタリング検査に移行しているため、検査件数は減少しています。

- 2 過去の検査結果から対策が必要と考えられる一部の地域では適切な量のカリ肥料を施肥して、稻が放射性セシウムを吸収するのを抑制しています。

- 3 平成27年以降、避難指示区域等については、避難指示区域の見直しや前年産の検査結果を踏まえて、吸収抑制対策や収穫後の検査を組み合わせた安全確保の取組を行っています。

- ①立入りが制限されている帰還困難区域では、作付制限
- ②営農が制限されている旧居住制限区域等では、除染後の農地の保全管理や市町村の管理の下での試験栽培
- ③営農の再開が可能な旧避難指示解除準備区域等では、営農再開に向けた実証栽培等



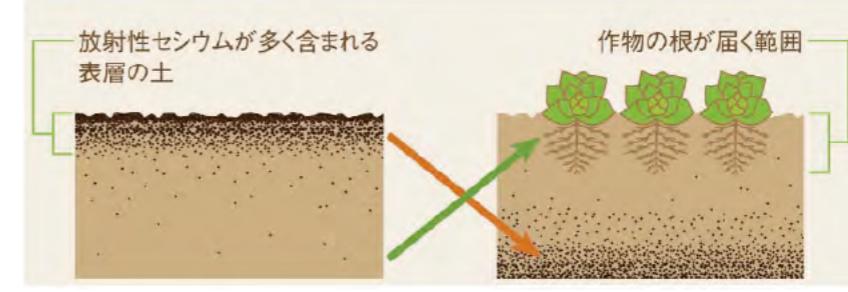
問3 農業の現場では、どのような取組がされていますか。

答

- 1 最近の検査結果では、農産物における基準値超過はほとんどみられていませんが、過去の検査結果から対策が必要と考えられる一部の地域では、生産現場で吸収抑制対策などの対策が取られています。

- 2 普通、農地に降ってきた放射性セシウムは、多くが土壤に吸着し、表層にとどまって、地中深くに浸透していかないことが分かっています。そこで、農産物が放射性物質を根から吸収するのを防ぐため、農地では表土の削り取りや表層土壤と下層土壤の反転が行われています。

■反転耕



通常の耕運より深い部分(約30cm)を反転



プラウ(耕起作業機)による反転耕(30cm)

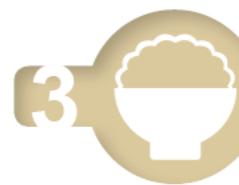
出典:農林水産省

- 3 果樹については、東京電力福島第一原子力発電所の事故直後に放出された、葉や木の表面に付着した放射性物質を低減するため、樹体表面の粗皮の削り取りや高圧水による樹体洗浄が行われました。

- 4 米、大豆及びそばについては、作物中の放射性セシウム濃度が高い水田・農地では、土壤中の交換性カリウム濃度が低い傾向がみされました。カリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、作物が吸収する際に競合することから、セシウムの吸収を抑える働きがあると考えられています。このため、過去の検査結果から対策が必要と考えられる一部の地域では、適切な量のカリ肥料の施肥等、作物が放射性セシウムを吸収するのを抑制する対策が行われています。

- 5 農作物を生産するために使用する肥料、土壤改良資材(わら、もみがら等をそのまま農地土壤に施用する場合を含む。)・培土等の各種生産資材については、放射性物質による農地土壤の汚染拡大を防止するため、放射性セシウムの暫定許容値を最大400Bq(ベクレル)/kg(製品重量)としています。

- さらに、肥料のうち、汚泥を乾燥や粉碎、発酵させた汚泥肥料等については、肥料の暫定許容値に加えて、その原料となる汚泥等についても放射性セシウムの許容値を最大200Bq/kgとして肥料への利用を制限しています。



農産物の安全性

食品と放射能 Q&A

問4 生鮮農産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか。

答

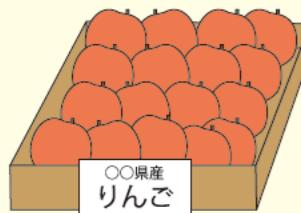
- 1 生鮮農産物の原産地表示については、食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく食品表示基準により、国産品にあっては都道府県名を、輸入品にあっては原産国名を表示することが義務付けられています。
- 2 ただし、国産品にあっては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては一般に知られている地名をもってこれに代えることができることになっています。
- 3 この表示義務に違反した場合には、食品表示法に基づく指示・命令・公表等の行政措置や刑事罰の対象となります。また、虚偽の表示をした食品を販売した場合は、命令・公表を待たずに、罰金等の刑事罰の対象となります。

参考

食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)(抄) 第3章 生鮮食品

(横断的義務表示)

第18条 食品関連事業者が生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。以下この節において「一般用生鮮食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。



名称	その内容を表す一般的な名称を表示する。(略)
原産地	次に定めるところにより表示する。(略)
一 農産物	国産品にあっては都道府県名を、輸入品にあっては原産国名を表示する。ただし、国産品にあっては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては一般に知られている地名をもってこれに代えることができる。
二 畜産物	(略)
三 水産物	(略)
四 同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあっては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の高いものから順に表示し、異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあっては当該生鮮食品それぞれの名称に併記する。	



水産物の安全性

食品と放射能 Q&A

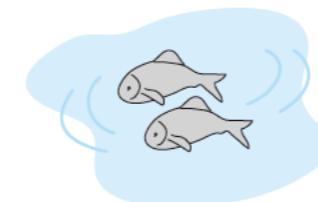
問1 魚介類の安全性は、どうなっていますか。

答

- 1 福島第一原子力発電所事故から2023年3月末現在まで、全国で合計18万件以上の魚介類の放射性物質検査が行われています。検査の結果をみると、魚介類中の放射性セシウムの濃度は時間の経過とともに大きく低下し、福島県産魚介類においても2017年度以降では検体の99%以上が検出限界値（概ね5Bq/kg）未満となっています。これに伴い、基準値（100Bq/kg）を超過する検体もほとんど見られなくなっています。令和4年度に基準値を超過したのは海産種では0検体、放射性セシウムの濃度が海産種に比べて高い傾向を示す淡水種においても福島県産の2検体のみとなっています。

■魚介類における放射性物質の検査結果

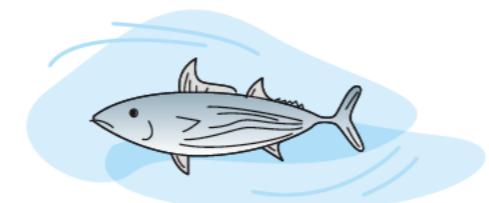
	検査期間	検査点数	基準値超過点数(注)	超過割合
福島県内 海水魚	～平成23年度	3,074	1,077	35.0%
	平成24年度	6,270	791	12.6%
	平成25年度	7,847	181	2.3%
	平成26年度	8,753	48	0.5%
	平成27年度	8,633	0	0.0%
	平成28年度	8,842	0	0.0%
	平成29年度	8,559	0	0.0%
	平成30年度	6,230	1	0.02%
	令和元年度	5,456	0	0.0%
	令和2年度	3,976	1	0.03%
	令和3年度	3,986	2	0.05%
福島県内 淡水魚	令和4年度	4,187	0	0.0%
	～平成23年度	545	173	31.7%
	平成24年度	655	88	13.4%
	平成25年度	683	57	8.3%
	平成26年度	938	27	2.9%
	平成27年度	635	7	1.1%
	平成28年度	701	4	0.6%
	平成29年度	750	8	1.1%
	平成30年度	909	5	0.6%
	令和元年度	1,183	4	0.3%
	令和2年度	778	0	0.0%
	令和3年度	428	2	0.47%
	令和4年度	473	2	0.4%





	検査期間	検査点数	基準値超過点数(注)	超過割合
福島県外 海水魚	～平成23年度	4,361	112	2.6%
	平成24年度	9,917	51	0.5%
	平成25年度	9,540	12	0.1%
	平成26年度	8,994	2	0.02%
	平成27年度	7,745	0	0.0%
	平成28年度	7,086	0	0.0%
	平成29年度	6,317	0	0.0%
	平成30年度	5,579	0	0.0%
	令和元年度	5,245	0	0.0%
	令和2年度	5,185	0	0.0%
	令和3年度	7,978	0	0.0%
	令和4年度	7,767	0	0.0%
福島県外 淡水魚	～平成23年度	596	114	19.1%
	平成24年度	2,723	163	6.0%
	平成25年度	2,625	52	2.0%
	平成26年度	2,237	23	1.0%
	平成27年度	1,788	7	0.4%
	平成28年度	1,537	7	0.5%
	平成29年度	1,303	3	0.2%
	平成30年度	1,204	0	0.0%
	令和元年度	1,007	2	0.2%
	令和2年度	1,045	1	0.1%
	令和3年度	1,083	0	0.0%
	令和4年度	1,166	0	0.0%

(注) 平成24年4月から設定された基準値100Bq(ペクレル)/kgを超過した点数。
※検査結果の集計対象は、全国。
※令和5年3月31日現在。



問2

水産物の種類によって、放射性物質の影響は違いますか。

答

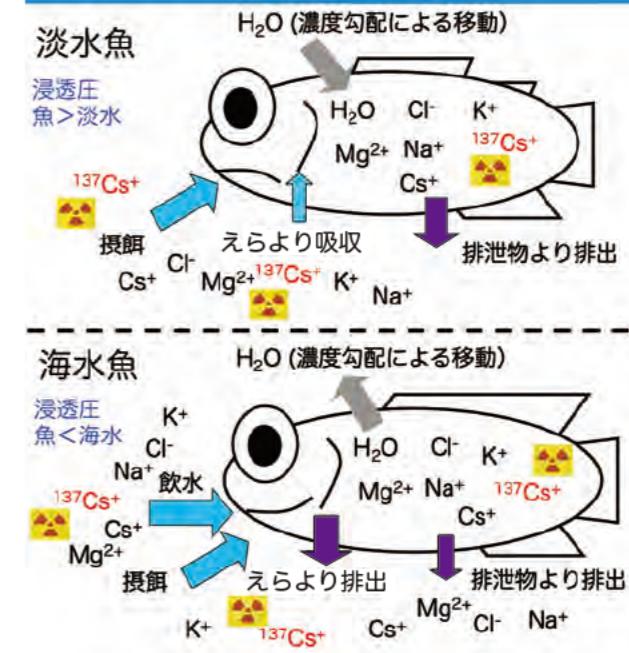
1

水産生物は、放射性セシウムをカリウムやナトリウムなどの他の塩類と区別できず、環境水(海水・淡水)や餌から体内に取り込み、徐々に排出します。

海水魚では、体内の塩類を排出しようとする機能が働くため、海水中の放射性セシウム濃度が低下すれば、体内の放射性セシウム濃度も徐々に低下します。

一方、淡水魚では、体内の塩類を保持しようとする機能が働くため、海水魚に比べて放射性セシウムの排出に要する時間が長く掛かるものの、海水魚と同様に水中の放射性セシウム濃度の低下とともに、体内の放射性セシウム濃度も徐々に低下することが分かっています。また、淡水魚の放射性セシウム濃度を変動させる要因としては、放射性セシウム存在下における食性などの生理的条件、水温・水質などの環境条件等の影響が大きいと考えられています。

魚の体内への放射性物質の取り込み



出典:水産庁

問3

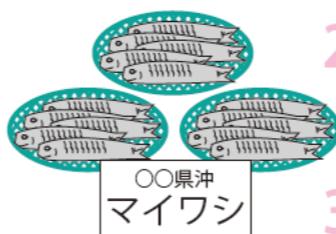
生鮮水産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか。



答

1

生鮮水産物の原産地表示については、食品表示法に基づく食品表示基準により、国産品にあっては水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名）を（例：茨城県沖、三陸沖、銚子沖等）、輸入品にあっては原産国名を表示することが義務付けられています。



2

ただし、水域をまたがって漁をする場合など、水域名の表示が困難な場合には、「水揚げした港名又はその属する都道府県名」をもって水域名の表示に代えることができるようになっています。

3

この表示義務に違反した場合には、生鮮農産物と同様に、食品表示法に基づく指示・命令・公表等の行政措置や刑事罰の対象となります。

4

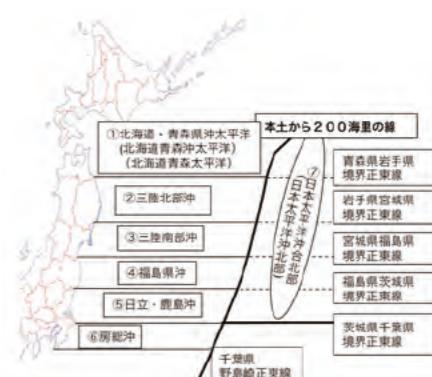
また、生産水域の情報に対する消費者の関心が高まっていたことを踏まえ、水産庁では、東日本太平洋側で漁獲された水産物について、生産水域の区画及び水域名を明確化した原産地表示を奨励することとし、平成23年10月5日、関係団体、都道府県等に対し、通知を行いました。

5

具体的な生産水域区分名と回遊性魚種については、次のとおりです。

1. 回遊性魚種について

回遊性魚種の水域区の表示は次の図を基本とします。



「東日本太平洋における生産水域名の略称の設定について」(平成23年11月14日付け23水漁第1431号)

2. 沿岸性魚種の表示は「○○県沖」を基本とします。

3. 「回遊性魚種」は下記のとおりとし、これら以外は「沿岸性魚種」とします。

ネズミザメ、ヨシキリザメ、アオザメ、いわし類、サケ・マス類、サンマ、ブリ、マアジ、カジキ類、サバ類、カツオ、マグロ類、スルメイカ、ヤリイカ、アカイカ

「東日本太平洋における生産水域名の表示方法について」(平成23年10月5日付け23水漁第73号)



問1

牛乳、肉及び卵の安全性は、どうなっていますか。

答

1

原乳では、平成23年4月以降は全て50Bq/kg以下となっています。牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵では、平成25年度以降、基準値の超過はみられていません(令和5年3月31日現在)。



■乳、肉及び卵における放射性物質の検査結果

	検査期間	検査点数	基準値超過点数(注)	超過割合
原乳	平成23年3月	173	8	4.6%
	平成23年度	1,746	0	0%
	平成24年度	2,421	0	0%
	平成25年度	2,040	0	0%
	平成26年度	1,846	0	0%
	平成27年度	1,414	0	0%
	平成28年度	1,420	0	0%
	平成29年度	770	0	0%
	平成30年度	610	0	0%
	令和元年度	505	0	0%
	令和2年度	273	0	0%
	令和3年度	218	0	0%
	令和4年度	103	0	0%
牛肉	～平成23年度	75,755	1,040	1.4%
	平成24年度	155,806	6	0.004%
	平成25年度	193,418	0	0%
	平成26年度	186,937	0	0%
	平成27年度	224,701	0	0%
	平成28年度	211,288	0	0%
	平成29年度	211,301	0	0%
	平成30年度	209,941	0	0%
	令和元年度	201,788	0	0%
	令和2年度	19,766	0	0%
	令和3年度	8,573	0	0%
	令和4年度	5,315	0	0%
豚肉・鶏肉・鶏卵	～平成23年度	1,053	6	0.6%
	平成24年度	1,599	1	0.06%
	平成25年度	1,486	0	0%
	平成26年度	1,180	0	0%
	平成27年度	942	0	0%
	平成28年度	752	0	0%
	平成29年度	596	0	0%
	平成30年度	539	0	0%
	令和元年度	515	0	0%
	令和2年度	338	0	0%
	令和3年度	360	0	0%
	令和4年度	230	0	0%

(注) 平成24年4月から設定された基準値100Bq/kgを超過した点数。原乳においては、基準値50Bq/kgを超過した点数。

*「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部)で対象とした地方公共団体の検査結果(30、31ページ参照)

※令和5年3月31日現在。

2

原乳の検査については、酪農家が生産する原乳を、クラーステーションに集めた後、原料として乳業工場に出荷されるので、個々の酪農家ごとではなく、クラーステーション単位で放射性物質検査を行っています。

もし、原乳に出荷制限などの指示が出された場合、農協又は乳業者が、クラーステーションへの出荷段階又は乳業工場への出荷段階で、原乳の出荷者名や地域の確認を行い、出荷を止めるので、基準値を超える原乳が、牛乳・乳製品の原料として使用されることはありません。

3

牛肉の検査については、令和2年度以降は、4県(岩手県、宮城県、福島県、栃木県)で、適切な飼料・飼養管理がなされていることを県が確認した上で、抽出検査を行い、安全性を確認した上で市場に流通することとしています。

*対象自治体が適切な飼養管理を確認した農家については、12か月に1回程度とすることができます。

特に指示する区域等においては、全頭検査を行い、安全性を確認した上で市場に流通することとしています。

※令和5年3月末現在、「特に指示する区域等」はありません。





問2

畜産物の生産現場では、どのような取組がされていますか。

答

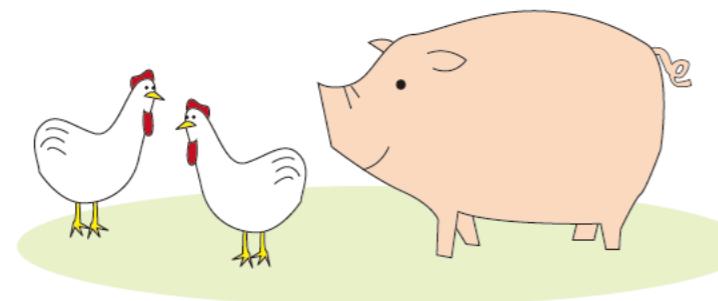
- 1 家畜には、飼料として穀物やその副産物などが与えられています。さらに、牛などには、牧草(生、乾草)やサイレージ(牧草を発酵したもの)、稻わらなど(これらは粗飼料と呼ばれます。)も与えられます。
 - 2 牛乳、肉、卵などの畜産物に含まれる放射性物質は、主に家畜の食べる飼料に由来することから、安全な畜産物を生産・供給するためには、出荷される畜産物に含まれる放射性物質が食品衛生法に基づく基準値を超えることのないように、飼料中の放射性セシウムを抑制する必要があります。
- このため、飼料から畜産物へ放射性セシウムがどのように移行するのかといったこれまでに実施した試験データなどを活用して、以下のとおり飼料を与える家畜の種類ごとに、飼料中の放射性セシウム濃度の目安(暫定許容値)を定め、この目安を超える飼料を給与しないよう指導しています。

■飼料中の放射性セシウムの暫定許容値

牛、馬用飼料	100 Bq(ベクレル)/kg
豚用飼料	80 Bq/kg
家きん(鳥)用飼料	160 Bq/kg
養殖魚用飼料	40 Bq/kg

(製品重量*、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース)

*製品重量とは、配合飼料等家畜に給与される製品段階の重量です。



問3

生鮮畜産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか。

答

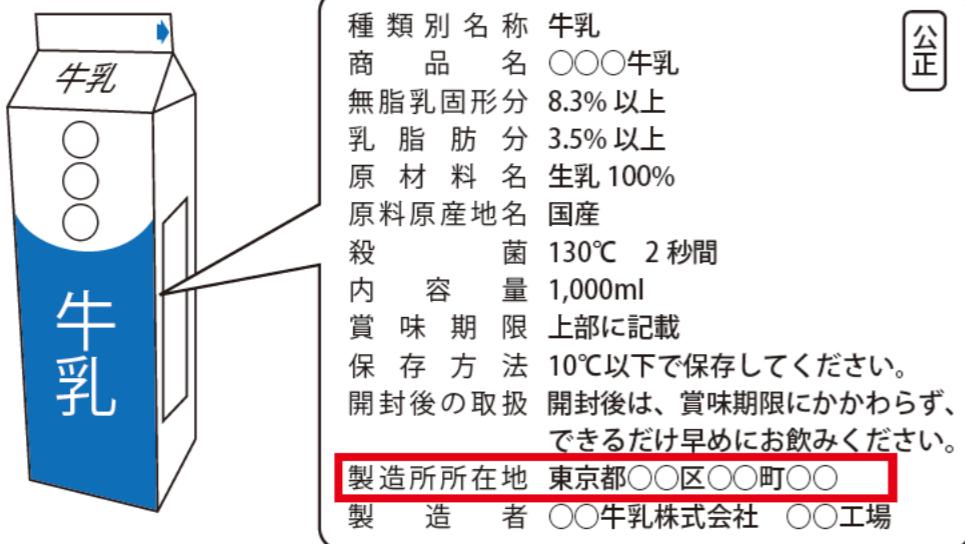
- 1 食肉については、生まれた場所、飼養された場所、と畜された場所がそれぞれ異なる場合があるため、食品表示法に基づく食品表示基準により、最も飼育期間の長い場所(主たる飼養地)を原産地として表示することが義務付けられています。卵については原産地(採卵地)の他に、採卵施設等の所在地及び採卵した者等の氏名も表示することとされています。
- 具体的には、国産品には、「国産」である旨を、輸入品には原産国名を表示します。なお、「国産」である旨の表示に代えて主たる飼養地の都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することもできます。



問4 牛乳・乳製品の原料原産地表示は、きちんと行われているのですか。

答

1 牛乳・乳製品については、食品表示法に基づく食品表示基準により、使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料の原産地を表示することが義務付けられています(原料原産地表示)。また、乳にあっては、「乳処理場の所在地」、乳製品にあっては、「製造所の所在地」も表示することとされています。



問1 きのこ、山菜の安全性は、どうなっていますか。

答

1 きのこは、栽培管理されているものと、野生のものとに分かれます。放射性物質検査において基準値を超過しており、出荷制限を行っている主なきのこは、栽培されているしいたけと野生のきのこです。

栽培されているしいたけなどについては、おが粉等を固めたものにしいたけなどの菌を植えて発生させる「菌床栽培」と、原木に穴を開けてしいたけなどの菌を植えて発生させる「原木栽培」があります。

発生するしいたけなどのきのこは、原木や菌床用培地に含まれている放射性物質を吸収するため、原木栽培に用いる「原木及びほだ木」には、放射性セシウム濃度を最大で50Bq(ベクレル)/kg(乾燥重量)、菌床用培地には200Bq/kgとする当面の指標値が定められ、基準に適合した生産資材の使用について生産指導等がなされています。このような管理により、基準値の超過割合は極めて低い水準が続いています。

■きのこ類における放射性物質の検査結果

	検査期間	検査点数	基準値超過点数(注)	超過割合
菌床しいたけ	～平成23年度	358	9	2.5%
	平成24年度	868	0	0.0%
	平成25年度	869	0	0.0%
	平成26年度	830	0	0.0%
	平成27年度	754	0	0.0%
	平成28年度	617	0	0.0%
	平成29年度	494	0	0.0%
	平成30年度	434	0	0.0%
	令和元年度	502	0	0.0%
	令和2年度	529	0	0.0%
	令和3年度	294	0	0.0%
	令和4年度	97	0	0.0%
原木しいたけ	～平成23年度	1,093	364	33.3%
	平成24年度	1,513	213	14.1%
	平成25年度	1,298	2	0.2%
	平成26年度	1,996	3	0.2%
	平成27年度	2,139	0	0.0%
	平成28年度	2,362	0	0.0%
	平成29年度	2,264	4	0.2%
	平成30年度	1,938	0	0.0%
	令和元年度	1,639	0	0.0%
	令和2年度	1,603	0	0.0%
	令和3年度	1,693	0	0.0%
	令和4年度	1,276	0	0.0%
その他きのこ	～平成23年度	1,881	268	14.2%
	平成24年度	2,257	195	8.6%
	平成25年度	2,230	50	2.2%
	平成26年度	2,169	38	1.8%
	平成27年度	2,117	24	1.1%
	平成28年度	2,084	23	1.1%
	平成29年度	1,890	16	0.8%
	平成30年度	2,021	28	1.4%
	令和元年度	1,142	27	2.5%
	令和2年度	1,493	44	2.9%
	令和3年度	2,011	38	1.9%
	令和4年度	1,473	21	1.4%

(注) 平成24年4月から設定された基準値100Bq(ベクレル)/kgを超過した点数。

※「検査計画・出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部)で対象とした地方公共団体の検査結果(30、31ページ参照)

※令和5年3月31日現在。



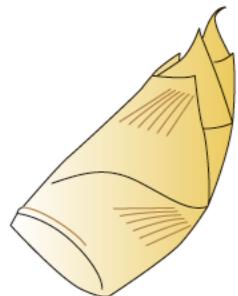


2

一方、野生のきのこについても、地方公共団体が放射性物質の検査を行い、取りまとめられた検査結果は、厚生労働省から公表されています。低減対策のとれない野生のきのこでは、令和4年度に7県(岩手県、宮城県、秋田県、山形県、山梨県、長野県、静岡県)で基準値の超過がみられています。

3

また、たけのこ、ぜんまい、こしあぶらなどの山菜についても、地方公共団体が放射性物質の検査を行い、取りまとめられた検査結果は、厚生労働省から公表されています。野生のきのこと同様に低減対策のとれない山菜では、令和4年度に5県(宮城県、山形県、福島県、新潟県、長野県)で基準値の超過がみられています。



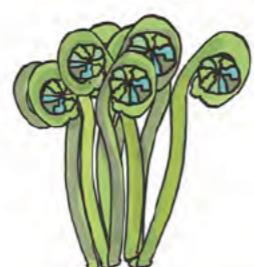
■山菜における放射性物質の検査結果

	検査期間	検査点数	基準値超過点数(注)	超過割合
山菜	～平成23年度	524	138	26.3%
	平成24年度	1,950	197	10.1%
	平成25年度	3,184	142	4.5%
	平成26年度	3,562	62	1.7%
	平成27年度	3,423	63	1.8%
	平成28年度	4,178	46	1.1%
	平成29年度	3,237	34	1.1%
	平成30年度	3,178	105	3.3%
	令和元年度	2,515	63	2.5%
	令和2年度	2,352	40	1.7%
	令和3年度	2,678	41	1.5%
	令和4年度	4,723	42	0.9%

(注)平成24年4月から設定された基準値100Bq(ベクレル)/kgを超過した点数。

*「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部)で対象とした地方公共団体の検査結果(30、31ページ参照)

*令和5年3月31日現在。



4

これらの検査結果を基に、基準値を超える可能性がある地域では、出荷制限や摂取制限を行っています。出荷制限や摂取制限の指示や、県による出荷自粛等についての情報は林野庁や県のウェブサイトで公表されています。



出荷制限、摂取制限地域では、野生のきのこや山菜を採取することを控えてください。また、その地域では、採取した野生のきのこや山菜の放射性物質を測定して食品の基準値を下回っていても、その品目を出荷、販売等することはできません。

なお、令和3年度から、出荷制限が指示されている地域においても、県が定めた出荷・検査方針により、適切に管理・検査する体制が整備された場合は、出荷制限を一部解除し、非破壊検査で基準値を下回ったまつたけ及び皮付きたけのこを出荷することができるようになりました。

■きのこ・山菜類における出荷制限等の指示が出ている地域

	栽培きのこ類		野生きのこ類			山菜類		
	摂取制限	出荷制限	出荷自粛	摂取制限	出荷制限	出荷自粛	出荷制限	出荷自粛
青森県						▲		
岩手県		▲	▲			▲		▲
宮城県	▲	▲			▲		▲	
秋田県								▲
山形県					▲	▲	▲	
福島県	▲	▲		▲	▲		▲	▲
茨城県	▲	▲	▲		▲		▲	
栃木県	▲	▲		▲	▲		▲	▲
群馬県		▲		▲	▲		▲	▲
埼玉県					▲			
千葉県	▲	▲						
神奈川県		▲						
新潟県						▲	▲	
山梨県						▲		
長野県					▲		▲	
静岡県					▲		▲	▲

▲:一部で指示が出されている地域

令和5年3月31日現在。



問2

イノシシなどの野生鳥獣の安全性は、どうなっていますか。

答

1

イノシシ、シカ、クマなどの野生鳥獣の肉についても、地方公共団体が放射性物質の検査を行い、取りまとめられた検査結果は、厚生労働省から公表されています。基準値の超過割合は年々減少していますが、令和4年度には4県(岩手県、宮城県、福島県、群馬県)で基準値の超過がみられました。

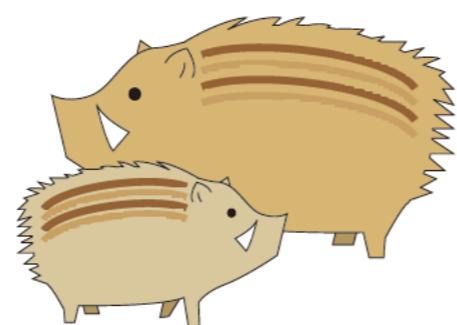
なお、野生鳥獣は、家畜のように食べる物や飲み水に含まれる放射性物質を管理・抑制する低減対策が難しいため、畜産物と比較すると基準値を超過する割合が高くなっています。

■野生鳥獣肉における放射性物質の検査結果

野生鳥獣肉	検査期間	検査点数	基準値超過点数(注)	超過割合
	～平成23年度	631	394	62.4%
	平成24年度	1,248	493	39.5%
	平成25年度	1,354	417	30.8%
	平成26年度	1,345	349	25.9%
	平成27年度	761	167	21.9%
	平成28年度	1,711	378	22.1%
	平成29年度	1,669	130	7.8%
	平成30年度	2,144	166	7.7%
	令和元年度	2,264	69	3.0%
	令和2年度	3,441	41	1.2%
	令和3年度	4,676	110	2.4%
	令和4年度	3,298	68	2.1%

(注) 平成24年4月から設定された基準値100Bq(ペクレル)/kgを超過した点数。

※「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部)で対象とした地方公共団体の検査結果(30、31ページ参照)
※令和5年3月31日現在。



2

これらの結果を基に、基準値を超える可能性がある地域では、出荷制限や摂取制限が指示されているか、県の判断により出荷や自家消費の自粛が求められています。これらの情報は、県のウェブサイトで公表されています。

なお、出荷制限が指示されている地域においても、当該県の定める出荷・検査方針に基づき管理され、基準値を下回る安全な肉については、出荷が認められている場合があります。

■野生鳥獣肉における出荷制限等の指示が出ている地域

	摂取制限	出荷制限					
		イノシシ	イノシシ	クマ	シカ	ヤマドリ	その他
福島県	▲	■	▲			■	カルガモ キジ ノウサギ
岩手県			■	□	□	■	
宮城県		□	■		□		
山形県			□				
茨城県	□						
栃木県	□			■			
群馬県	■	■	□		■		
千葉県	□						
新潟県			▲/△				
長野県				▲/△		▲/△	

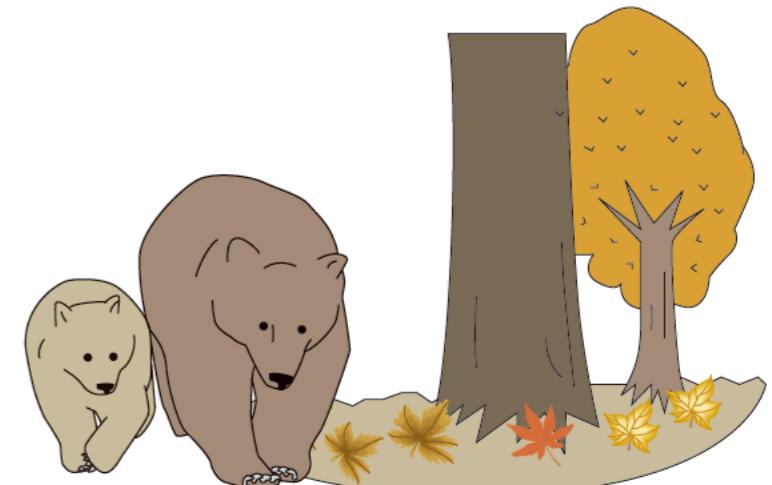
■:全域で制限の指示

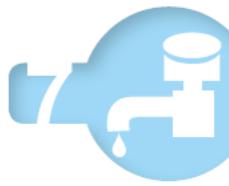
□:全域で制限の指示(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される肉を除く。)

▲:一部で制限の指示

△:一部で制限の指示(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される肉を除く。)

※令和5年3月31日現在。





問1 水道水の安全性は、どうなっていますか。

答

1 水道水の管理目標値は、ペットボトル入りなどの飲料水についての放射性物質の基準値と同じ放射性セシウム $10\text{Bq}(\text{ベクレル})/\text{kg}$ と定められていますが、水道水(浄水)については平成23年6月以降、水道原水については平成23年5月以降、 $10\text{Bq}/\text{kg}$ を超える放射性セシウムは検出されていません。

2 東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、放射性セシウム及び放射性ヨウ素の検査を行いましたが、放射性ヨウ素は半減期が短く、平成23年7月15日以降食品からの検出報告がないことも踏まえ、平成24年4月からは放射性セシウムを対象としたモニタリングを行っています。原則として1か月に1回以上検査を行っており、必要に応じて検査頻度を高めております。

なお、十分な検出感度による水質検査によっても、3か月連続して水道水又は水道原水から放射性セシウムが検出されなかった場合などには、検査回数を減らすことができることとしています。

3 厚生労働省は、次の地域・事業者に対しては、水道水や水道原水中の放射性セシウムの放射能のデータを収集し、十分な検出感度でのモニタリング結果を集積することを求めています。

○福島県及びその近隣の10都県(宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県)

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)に基づく除染特別地域及び汚染状況重点調査地域の水道事業者及び水道用水供給事業者(ただし、本州から地理的に離れて、水道水源が独立している島嶼部の水道事業者等を除く。)

4 モニタリングの結果、管理目標値を長期間超過することが見込まれる場合は、水道水の安全・安心に万全を期すため、原因となった水道水源から他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を行います。



問2 茶類、ジュース等の安全性は、どうなっていますか。

答



茶類を始めとする飲料は種類によって基準値が異なります。

■飲料の種類による基準値の違い

分類	基準値	備考
緑茶(飲用)、緑茶を原料の一部に含むブレンド茶	飲む状態で飲料水の基準値 $10\text{Bq}(\text{ベクレル})/\text{kg}$	特に摂取量が多く、水との代替関係が強いため
麦茶	原料の大麦の状態で一般食品の基準値 100Bq/kg	実際に飲む状態で飲料水の基準である 10ベクレル/kg を下回る
紅茶、ウーロン茶、ハーブティ、杜仲茶、ドクダミ茶、レギュラーコーヒー、ジュース等	飲む状態で一般食品の基準値 100Bq/kg	平均的には摂取量が多くなく、水との代替関係が特段に強いとはいいくいため
粉末茶、粉末ジュース、インスタントコーヒー、粉末青汁等	製品(粉末)状態で一般食品の基準値 100Bq/kg	そのものを摂取すること、食品の原料として使用される場合も多いため

2 飲料についても、地方公共団体が放射性セシウム濃度の検査を実施しています。茶では、平成23年度は事故直後に降下した放射性セシウムが茶樹に付着した影響から、当時の暫定規制値を超えるものがみられましたが、産地で茶樹の深刈り等の剪定や整枝といった低減対策を行った結果、平成25年度以降は基準値の超過はみられていません(令和5年3月31日現在)。

■茶における放射性物質の検査結果

茶葉 飲用茶	検査期間	検査点数	基準値等超過点数(注)	超過割合
			2,233	
	平成24年度	867	13	1.5%
	平成25年度	447	0	0.0%
	平成26年度	206	0	0.0%
	平成27年度	127	0	0.0%
	平成28年度	102	0	0.0%
	平成29年度	85	0	0.0%
	平成30年度	43	0	0.0%
	令和元年度	38	0	0.0%
	令和2年度	16	0	0.0%
	令和3年度	21	0	0.0%
	令和4年度	12	0	0.0%

(注) 緑茶は、平成24年3月31日まで茶葉(荒茶・製茶)の状態で検査を行い、他の食品と同じように暫定規制値 500Bq/kg を適用しました(飲む茶の状態での放射性セシウム濃度は荒茶のおおむね50分の1)。平成24年4月1日から上述の飲む状態で 10Bq/kg が基準値として適用されています。なお、平成23年度末までの基準値超過点数は、茶葉(荒茶・製茶)の状態で 500Bq/kg 超のデータを集計したものです。

※「検査計画・出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部)で対象とした地方公共団体の検査結果(30、31ページ参照)

※令和5年3月31日現在。

〈表2 陰膳試料による放射性セシウム及び放射性カリウムの推定年間放射線量〉

地域	放射性セシウム(mSv/年)				放射性カリウム (mSv/年) H24年3～5月	
	H24年3～5月		H25年3月			
	幼児	成人	幼児	成人		
北海道	0.0008	0.0015	0.0001	0.0002	0.208	
岩手県	0.0026	0.0048	—	0.0017	0.201	
宮城県	—	—	0.0003	0.0012	—	
福島県	0.0008	0.0031	0.0009	0.0017	0.187	
栃木県	0.0020	0.0042	—	—	0.204	
茨城県	0.0029	0.0048	0.0007	0.0009	0.214	
埼玉県	0.0009	0.0026	0.0007	0.0005	0.174	
新潟県	0.0010	0.0019	—	—	0.170	
東京都	—	—	0.0022	0.0011	—	
神奈川県	—	—	—	0.0007	—	
大阪府	0.0007	0.0010	0.0001	0.0008	0.166	
高知県	0.0012	0.0014	—	0.0008	0.196	

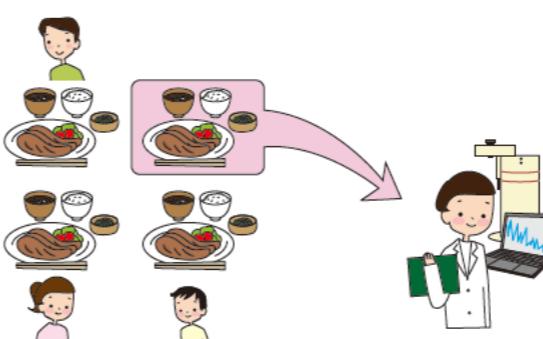
マーケットバスケット(MB)方式
(流通食品での調査)

※1 マーケットバスケット(MB)方式

種々の化学物質の一日摂取量を推定するための調査方式の一つ。マーケットバスケット方式では、日本人の平均的な食事を再現したモデル試料を作製します。厚生労働省は、国民の身体状況、栄養素等摂取量を明らかにし、国民の健康増進を図るために、毎年国民健康・栄養調査を実施しています。この調査では、3,000世帯以上に依頼して、一日に食べた食品全ての重量を調査票に記入していただいている。このデータを集計することにより、個々の食品の一日摂取量の平均値を求めることができます。食品をそれぞれの一日摂取量の比率に従って混合すれば、一日の平均的な食事となるが、全ての食品を含めた単一試料は、調整することも分析することも困難であるので、食品をその性質によって14の群に分類し、14試料で1セットのマーケットバスケット試料となります。米及び飲料水以外の群は、それぞれに10程度以上の食品を含めるので、マーケットバスケット試料全体としては200種類以上の食品を含むことになります。また、国民健康・栄養調査データを地域別、年齢層別等に解析して、当該グループの食品摂取量の平均値を求めることにより、それぞれのマーケットバスケット試料を作製することが可能です。

食品群ごとに含める食品とその重量を決定した後に、小売店などで食品を購入し、必要に応じて摂食する状態に加工・調理を行います。調理としては、水で煮る、フライパンで焼く等が行われますが、油脂の群、調味料の群が含まれているので、油で揚げる、調味するといった調理は行いません。調理した食品は、摂取量に従って採取し、混合・均一化します。

マーケットバスケット方式では、平均的な食事試料を作製しているので、化学物質摂取量の平均値のみが求められ、摂取量の分布は得られません。一方、食品群別に一日摂取量が得られることから、対象とする化学物質の主要な摂取源となる食品群を特定することができます。

陰膳方式
(家庭の食事での調査)

※2 陰膳方式

種々の化学物質の一日摂取量を推定するための調査方式の一つ。陰膳方式では、一般家庭から特定の個人の一日分の食事を実際に集め、一日分を混合・均一化して試料とします。実際の食事を使用するため、地域、年齢に加えて個人の嗜好等も反映された試料となります。多数の性質の異なる食品を混合するため、食品群ごとに分かれているMB試料よりも測定は難しいとされています。また、大量の飲料水、嗜好飲料等が含まれるために分析対象物質の濃度が低くなります。

十分に多数の陰膳試料があれば、摂取量の平均値、標準偏差、パーセンタイル値等の統計量も推定できます。食事内容の詳細なデータが得られれば、解析により摂取源を特定できる可能性はありますが、一般的には困難です。

消費者庁では、インターネットによる意識調査を実施し、その結果を各種の施策等に活用しています。これまで実施した、2つの調査結果の一部を御紹介します。

1. 風評被害に関する消費者意識の実態調査

平成25年2月以降、定期的に被災地域及び都市圏の消費者を対象とした調査を実施し、5,100人強から回答を頂いています。令和5年3月10日に公表した第16回の調査結果の一部を御紹介します。

【調査の目的】

被災県の農林水産物等について、消費者が買い控え行動をとっている場合の理由等を継続的に調査し、今後のリスクコミュニケーションを始めとする各般の風評被害対策及び消費者理解の増進に関する取組に役立てるこことを目的とする。

【実施状況】

- 第1回：平成25年2月
- 第2回：同 8月
- 第3回：平成26年2月
- 第4回：同 8月
- 第5回：平成27年2月
- 第6回：同 8月
- 第7回：平成28年2月
- 第8回：同 8月
- 第9回：平成29年2月
- 第10回：同 8月
- 第11回：平成30年2月
- 第12回：平成31年2月
- 第13回：令和2年3月
- 第14回：令和3年2月
- 第15回：令和4年2月
- 第16回：令和5年1月（今回）

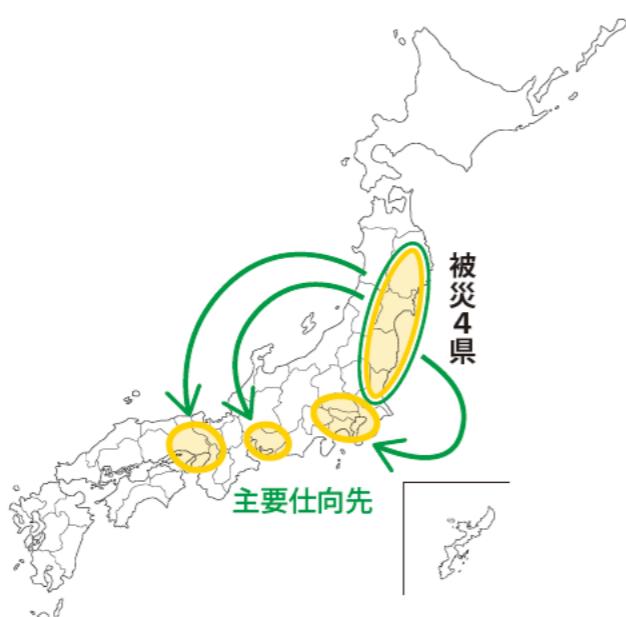
<主な調査項目>

- ・検査についての知識
- ・食品の選択についての考え方
- ・低線量リスクの受け止め 等

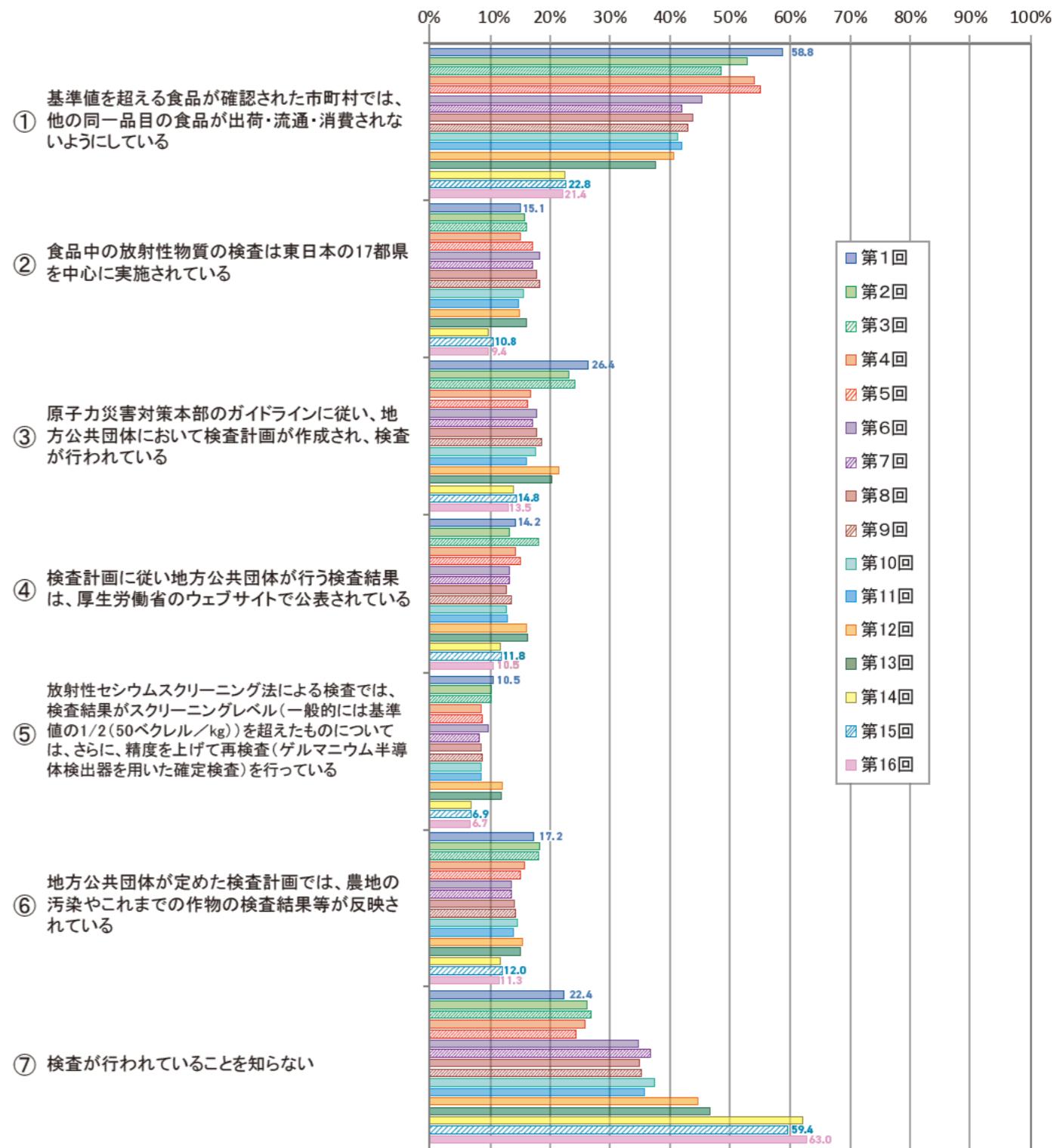
※ 20～60代の男女を対象（有効回答数 5,176人）

【調査対象地域】

- 被災県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）
- 被災県農産物の主要仕向先
 - ・首都圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 - ・中京圏：愛知県
 - ・関西圏：大阪府、兵庫県

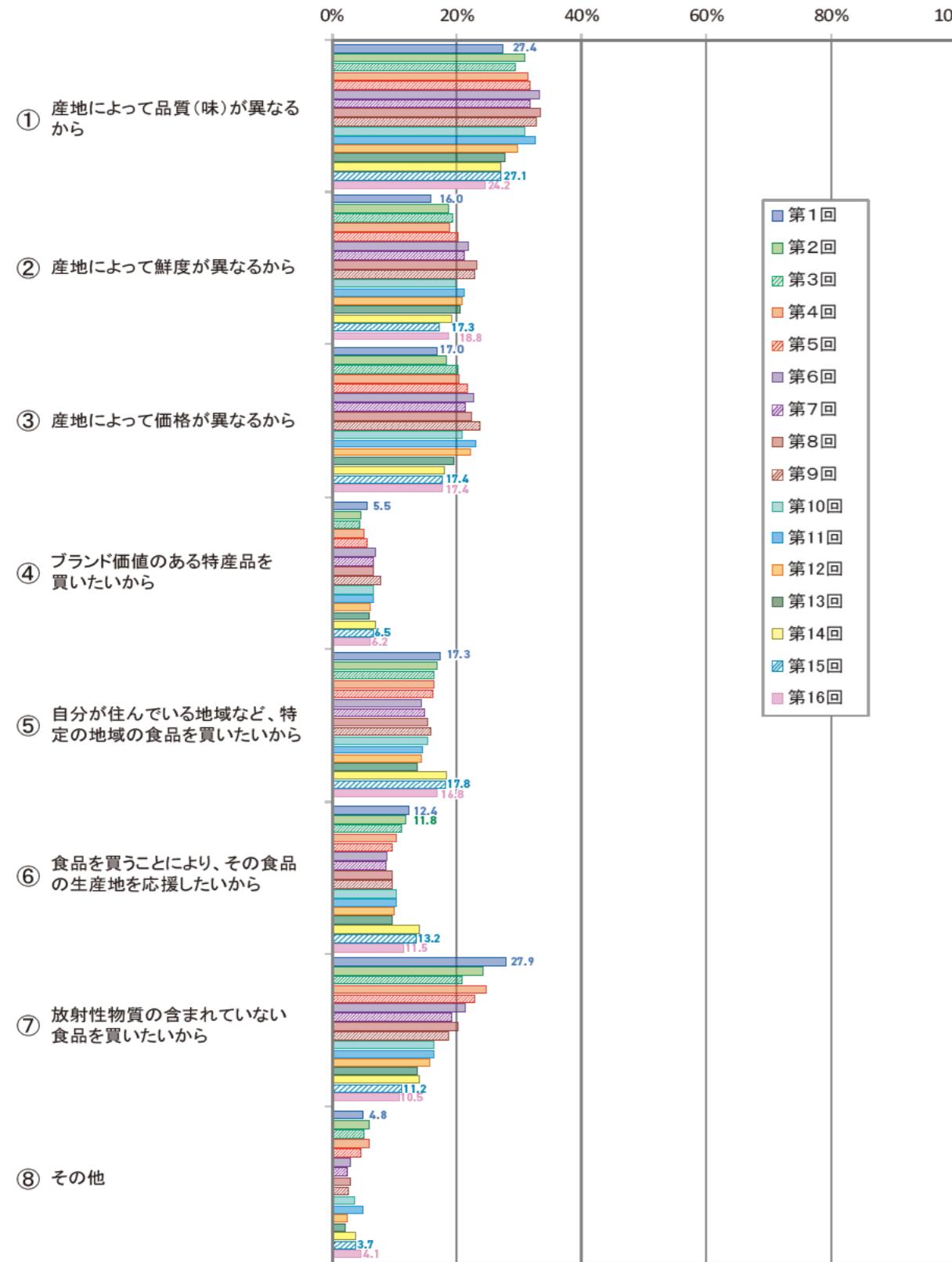


Q 食品中の放射性物質の検査の情報について、あなたが知っていることをお答えください。
(回答はいくつでも)



食品中の放射性物質の検査について、全ての項目で知っていると回答した割合が減少している。一方で、「⑦検査が行われていることを知らない」との回答は増加し、63.0%とこれまで最も高い。

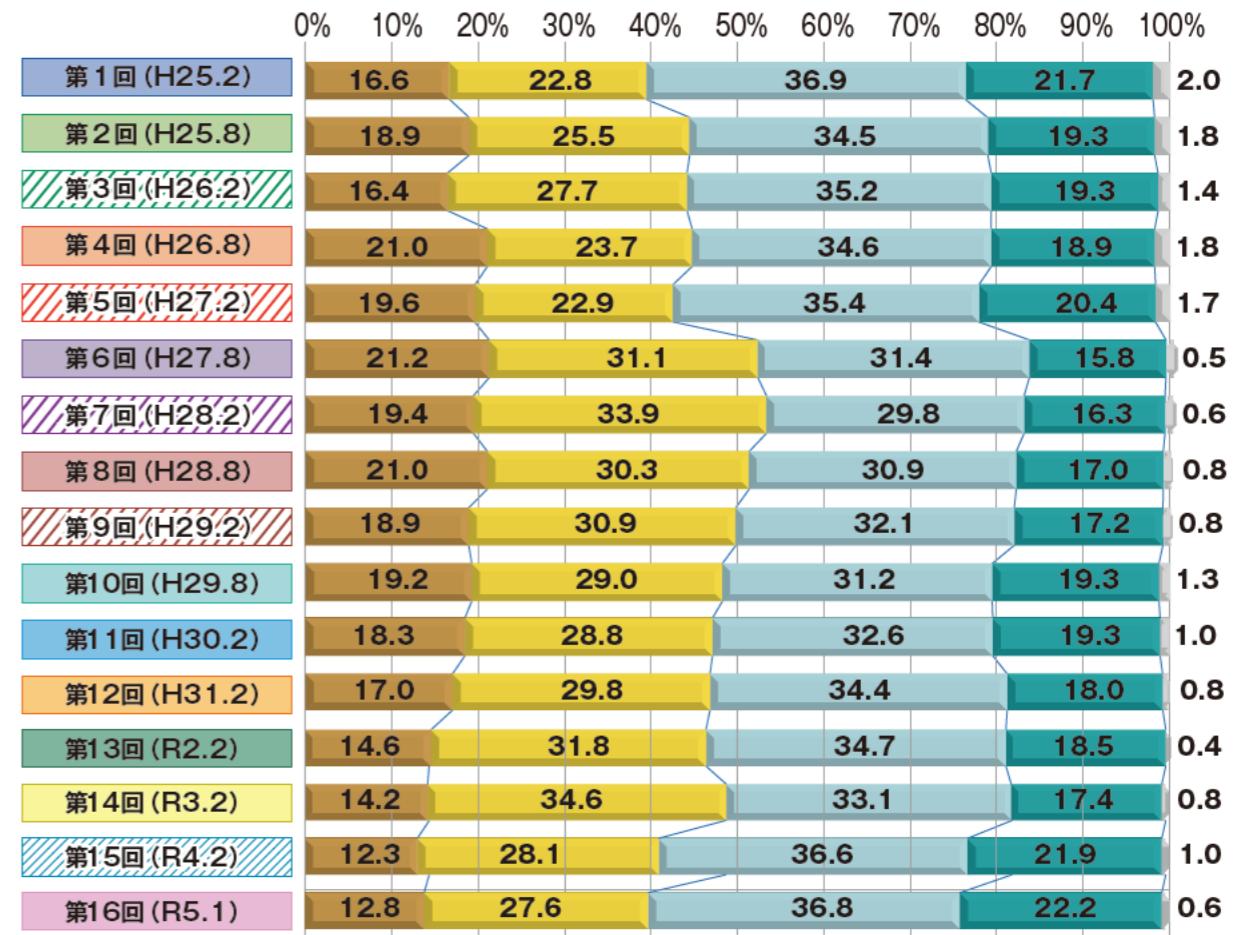
Q 普段の買い物で食品の生産地を「気にする」又は「どちらかといえば気にする」と回答された方にお聞きします。
あなたが、その食品がどこで生産されたかを気にされるのは、どのような理由からでしょうか。(回答はいくつでも)



直前の問で、産地を「気にする」又は「どちらかといえば気にする」と回答した3,057人(回答者全体のうちの59.1%)について、その理由を尋ねたところ、「⑦放射性物質の含まれていない食品を買いたいから」と回答した人の割合は減少傾向となっており、最新の調査(第16回)では、過去最低の10.5%となった。

Q あなたは、放射線による健康影響が確認できないほど小さな低線量のリスクをどう受け止めますか。(回答は1つ)

- ①基準値以内であっても少しでも発がんリスクが高まる可能性があり、受け入れられない
- ②十分な情報がないため、リスクを考えられない
- ③基準値以内であれば、他の発がん要因(喫煙、毎日3合以上飲酒、痩せすぎなど)と比べてもリスクは低く、現在の検査体制の下で流通している食品であれば受け入れられる
- ④放射性物質以外の要因でもがんは発生するのだから、殊更気にしない
- ⑤その他



低線量の放射線リスクの受け止め方については、「③基準値以内であれば、他の発がん要因(喫煙、毎日3合以上飲酒、痩せすぎなど)と比べてもリスクは低く、現在の検査体制の下で流通している食品であれば受け入れられる」と「④放射性物質以外の要因でもがんは発生するのだから、殊更気にしない」を合わせた一定のリスクは受け入れられるとする人の割合は59.0%となり、昨年度より増加した。



2. 放射性物質をテーマとした食品安全に関するインターネット意識調査

令和2年1月に、全国47都道府県に居住する消費者を対象とした調査を実施し、4,700人から回答を頂いています。令和2年3月10日に公表した調査結果の一部を御紹介します。

【調査の目的】

「風評被害に関する消費者意識の実態調査」では確認しきれない、被災県産の食品の購買行動とその理由、放射性物質に関する理解の度合い等を調査し、今後のリスクコミュニケーションを始めとする各般の風評被害対策及び消費者理解の増進に関する取組に役立てることを目的とする。

【実施概要】

- (1) 実施期間：令和2年1月
- (2) 調査対象：全国47都道府県
各都道府県100人(20～60代(5区分)の男女(2区分)各区分10人)
(全回答者数4,700人)
- (3) 主な調査項目：消費者の
 - ・食品選択の実態
 - ・放射線に関する意識
 - ・放射線に関する知識
 - ・食品安全に対する考え方 等

福島県産の食品5種類(米、野菜類、果実類、魚介類、牛肉)の購入状況について、その理由を尋ねた。

Q 福島県産の食品を購入している理由

福島県産の食品(米、野菜類、果実類、魚介類、牛肉)を購入していると回答した人にその理由を聞いたところ、米については、「おいしいから」、「安全性を理解しているから」、「福島県や福島県の生産者を応援したいから」と回答した人は3割でした(図1)。

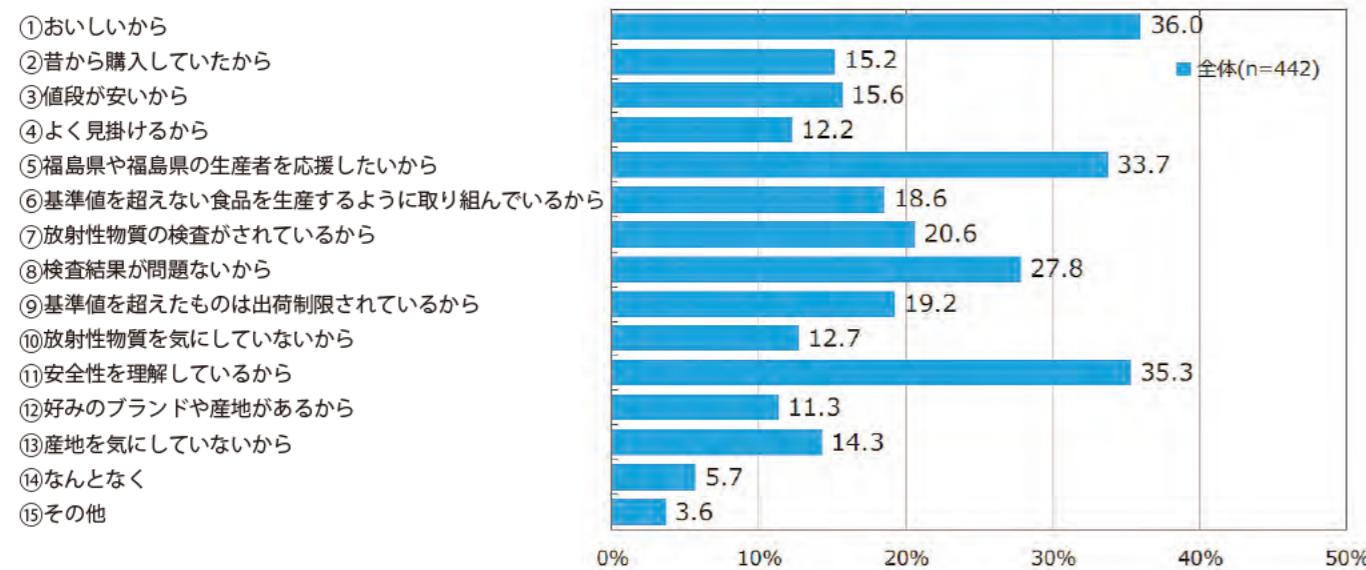


図1 福島県産の米を購入している理由

Q 福島県産の食品を購入していない理由

福島県産の食品を購入していないと回答した人にその理由を聞いたところ、米については、「日常生活の範囲で売っていないから」と回答した人が最も多く、次いで「他に好みのブランドや産地があるから」でした(図2)。



図2 福島県産の米を購入していない理由



2. 関係機関、学会等

○高エネルギー加速器研究機構
放射線科学センター 「暮らしの中の放射線」
<https://rcwww.kek.jp/kurasi/index.html>

○国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構(JAEA)
ウェブサイト 「原子力百科事典ATOMICA」
<https://www.riit.or.jp/atomica/>

※ここに記載のあるデータは 2023 (令和5) 年 10月 1 日現在のものです。リンク切れ等の場合は御容赦願います。



〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎 第4号館
TEL 03(3507)8800(代表)
URL <https://www.caa.go.jp/>